一般社団法人　日本歯科麻酔学会
登録医制度規則

平成24年10月4日制定　平成25年10月2日改正　平成26年12月21日改正　平成27年10月30日改正　平成29年10月13日改正
平成24年10月 4日施行　平成25年10月2日施行　平成26年12月21日施行　平成27年10月30日施行　平成29年10月13日施行

平成30年8月19日改正　令和元年8月18日改正　令和2年10月9日改正　令和3年10月8日改正　令和5年5月16日改正
平成30年8月19日施行　令和元年8月18日施行　令和2年10月9日施行　令和3年10月8日施行　令和5年5月16日施行

令和5年10月6日改正　令和7年5月11日改正
令和5年10月6日施行　令和7年5月11日施行

第1章　総　則

第1条　一般社団法人日本歯科麻酔学会登録医（以下「登録医」とする）とは、安全な歯科医療を行うために、歯科麻酔学に関する基本的な知識と技能の修得を継続して研鑽し、積極的に自己研修を行う歯科医師または医師に対して、一般社団法人日本歯科麻酔学会（以下「学会」とする）が認定した資格である。

第2条　本制度は、安全な歯科医療を行うために、歯科医師または医師の歯科麻酔学に関する自己研修を推進することを目的とする。

第3条　第2条の目的を達成するために本学会は登録医を認定し、認定証を交付する。

第2章　審査を受けるものの資格

第4条　登録医の審査を受けるものは、次の各項の資格をすべて満たすことを要する。

1. 日本国歯科医師または医師の免許証を有すること。
2. 学会が開催する学術集会、研修会、または学会認定関連団体が開催する学術集会に2回以上出席すると同時に救急蘇生法の講習会に参加していること。
3. 申請の時点で継続して1年以上本学会正会員であるもの。

第3章　審査の方法

第5条　登録医の審査を受けようとするものは、審査申請料を添えて、次の各項に定める申請書類を

登録医委員会に提出しなければならない。

1. 登録医申請書（様式 1）
2. 履歴書（様式 2）
3. 学会が開催する学術集会、研修会、または学会認定関連団体が開催する学術集会の参加証明書（様式 3）
4. 全身管理症例報告書（様式 4）
5. 救急蘇生講習会受講修了証（複写）
6. 歯科医師または医師免許証（複写）
7. 払込控貼付用紙（様式 8）

第 6 条　登録医の認定に際しては書類審査を行い、症例提示を課す。認定は登録医委員会が行う。

第 7 条　登録医に認定されたものは別に定める登録料を納付すると、認定証が交付される。

第 4 章　登録医の更新

第 8 条　第 7 条の認定の有効期間は 5 年とし、更新を受けなければならない。

第 9 条　更新を受けようとするものは、別に定める更新審査料を添えて、次の各項に定める申請書類を登録医委員会に提出しなければならない。

1. 更新申請書（様式 5）
2. 履歴書（様式 2）
3. 最近 5 年間の学会年会費納入証明書（様式 6）
4. 日本歯科麻酔学会登録医制度施行細則第 6 条に規定する証明書（様式 7）
5. 払込控貼付用紙（様式 8）

第 10 条　登録医の更新は、登録医委員会の議を経て、理事会で行われる。

第 5 章　登録医委員会

第 11 条　次の方法により、登録医委員会を組織する。

1. 審査委員は歯科麻酔科等の教授で歯科麻酔に専従しているもの、および歯科麻酔専門医とする。
2. 委員長ならびに副委員長は、理事長が委嘱し、その任期は 2 年とする。
3. 委員数は 10 名以内とし、その任期は 2 年で、半数交代制とする。

第 12 条　登録医委員会は委員の 3/4 以上の出席をもって成立する。

第 6 章　登録医の資格の喪失

第 13 条　登録医は次の場合、登録医委員会の議を経て、理事会の決定によりその資格を喪失する。

1. 本人が資格の辞退を申し出たとき
2. 歯科医師または医師の免許を喪失したとき
3. 本学会会員の資格を喪失したとき
4. 登録医として不適当と認めたとき
5. 更新の手続きを行わなかったとき

第 14 条　日本歯科麻酔学会定款第 17 条により会員資格の復活が認められた者は、登録医資格の更新期限を迎えていない場合に限り、登録医委員会の議を経て、理事会の決定により登録医の資格を復活させることができる。

第 7 章　規則の変更

第 15 条　本規則を変更する場合は理事会の議を経て、社員総会の承認を得なければならない。

第 8 章　補　則

第 16 条　登録医認定申請料、登録料および更新審査料は別に定める。